

第10 防災防火対象物の取扱い

1 防災の趣旨

内装制限とは別に、カーテン、じゅうたん、どん帳等の燃え広がりやすいものは、出火、延焼防止の観点からも、たとえ炎が接しても燃え広がらないような処理が必要である。特に人命危険の高い特定防火対象物や高層建築物では、その必要性が高いため防災性能を有した防災物品の使用を義務づけている。

2 防災防火対象物

防災性能を有する防災対象物品を使用しなければならない防火対象物は次による。

(1) 法により指定される対象物（法第8条の3）

高層建築物・地下街

(2) 政令により指定される対象物（政令第4条の3）

政令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ及び(16の3)項並びに(16)項に掲げる防火対象物で、前記いずれかに該当する用途に供される部分

(3) 省令により指定されるもの（省令第4条の3）

工事中の建築物その他の工作物のうち、次のもの

ア 建築物(都市計画区域外のもっぱら住居の用に供されるもの及びこれに附属するものを除く。)

イ プラットホームの上屋

ウ 貯蔵槽(工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等)

エ 化学工業製品製造装置

オ イに掲げるものに類する工作物

(4) 防災規制を受ける防火対象物の部分

法第8条の3、政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途対象物で、防災防火対象物の用途に供される廊下、階段等の共用部分

(5) 防災規制を受けない防火対象物の部分

高層建築物のうち共同住宅に掲げる防火対象物で「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日付け消防安第49号）第1、1(1)ア～カ、または「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和61年12月5日付け消防予第170号）第3、1、または「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成8年8月30日付け消防予第340号）第3、3に適合するものの住戸及び平成17年消防庁告示第2号第3に適合する特定共同住宅等の住戸等に使用するじゅうたん等

3 防災対象物品

法第8条の3第1項及び政令第4条の3第3項で定める防災対象物品は次による。

	防災対象物品	防災対象物品に含むもの	防災対象物品に該当しないもの
カーテン類	カーテン	・布製のアコーディオンドア ー、衝立て	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で使用される広告幕 ・編目寸法が12mmを超えるものは、工事用シートには該当しない。 ・独立したさお等に掲げる旗 ・プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
	布製のブラインド	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾のため壁にそってさげられている布製のもの、ノレン、装飾幕、紅白幕等で下げ丈がおおむね1m以上のもの ・厨房、火気使用部分等で火災危険のある場所で使用するノレン類については大きさに関係なく全て対象となる 	
	どん帳、暗幕、舞台で使用する幕	・劇場、映画館で使用される映写用スクリーン	
	大道具の合板、展示用合板	・展示用台パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等	
	工事用シート	・工事用シート	
じゅうたん類	じゅうたん	・織りカーペット(だん通を除く。)をいう	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ2㎡以下のじゅうたん ・じゅうたん等の下敷材(アンダーレイ、クッション、フェルト等) ・壁に掛ける装飾用じゅうたん ・毛皮製床敷物 ・美術工芸品又は手工芸品的なだん通及びチューブマット ・毛製だん通、絹製だん通 ・畳 ・接着剤で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル、クッションフロアー ・屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
	毛せん	・フェルトカーペットをいう	
	タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドリック、接着カーペット及びニードルパンチカーペット	・接着カーペットとは、フロックカーペット及びコードカーペットをいう。	
	ござ	・いぐさ、ポリプロピレン、竹ござ	
	人工芝	・屋上に敷かれた人工芝	
合成樹脂製床シート	・クッションフロアー		

※ だんつう「段通」：手織りの高級敷物。ペルシャ段通・中国段通が有名。厚手の織物であるが工芸的に扱われ、じゅうたんとは区別されている。

4 防災表示

(1) 法第8条の3第2項の規定による防災性能を有する旨の表示(以下「防災表示」という。)は、次の各号に定めるところによる。

ア 防災表示を付する者は、省令第4条の6第1項による総務大臣又は消防庁長官の登録を受けた法人であること。

イ 防災ラベルの様式

防災物品に付する防災性能を有するものである表示(防災表示ラベル)は、省令第4条の4第1項第2号に定める様式(第10-1表)によるものである。

第10-1表

防災物品の種類		防災表示の様式	
1 布製ブラインド、展示用合板、どん帳その他これに類する舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板及び工事用シート並びにこれらの材料			
2 じゅうたん等及びその材料			
3 1及び2に掲げる防災物品以外の防災物品	イ 消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗濯性能の基準に適合するもの	(1) 水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合するもの	
		(2) 水洗い洗濯について基準に適合するもの	
		(3) ドライクリーニングについて基準に適合するもの	
	ロ イに掲げるもの以外のもの		

備考

- ① 防災表示の様式の欄の数字の単位はミリメートルとする。
- ② 様式の色彩は、地は白色、文字のうち「防災」にあつては赤色、「消防庁登録者番号」及び「登録確認機関名」にあつては黒色、その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。
- ③ 登録確認機関の確認を受けていない場合又は登録確認機関の確認を受けたが当該登録確認機関の名称を記載しない場合は、「登録確認機関名」に代えて「防災性能について自己確認した者の名称」とする。

ウ 防災ラベルの表示方法

省令第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法については、第10-2表の表示方法により、防災物品ごとに見やすい箇所に行うこと。

第10-2表

防災物品の種類		表示方法	縫付	ちょう付	下げ札	釘打ち又はピン止め	溶着
カーテン及び暗幕	耐洗濯性能を有するもの		○				
	耐洗濯性能を有しないもの			○			
じゅうたん等			○	○		○	
布製ブラインド			○	○			
合板				○			
どん帳その他舞台部において使用する幕			○	○			
工事用シート	メッシュシート等溶着の困難なもの		○				
	上記以外のもの		○				○
防災対象物品（合板を除く。）の材料				○	○		

備考

- ① 合板については、展示用の合板及び大道具用の合板の使用上の特異性と実態からみて、表面にちょう付するラベル表示のみでは不十分なため裏面表示を合わせて行うこと。
 - ② 溶着用防災ラベルの剥離強度の確認方法について
上記①により、防災ラベルを溶着によって付す場合には、防災ラベルを溶着した状態についてJIS K 6328(ゴム引布)に準拠する測定方法で、必要な剥離強度を有すること。
 - ③ 工事用シートへの溶着については、②に掲げる方法で溶着用ラベルの剥離強度を確認すること。
- (2) 防災表示者の登録等

平成13年2月6日付け消防予第42号（「防災表示制度の運用」）により、消防庁長官の登録を受けた者に対し、業種番号(アルファベット)・地区番号(○付番号)・業者番号(番号)が付与される。なお、福井県の地区番号は⑱である。